

「第 57 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 3 年 5 月 28 日(金) 19 時 30 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室(庁議室)

それでは、第 57 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始いたします。

まず当初、いつものように私の方から状況について報告をいたします。

次、まず世界の各国の感染の状況になります。感染者数につきましては、全体で約 1 億 7,000 万人の方が感染をされ、約 350 万人の方が亡くなられているという状況にあります。

次、国内の発生状況になります。合計で約 72 万 7,000 名の方が感染をされ、1 万 2,600 名の方が亡くなられているという状況にあります。

次、都の発生状況になります。これまで、約 16 万人の方が感染をされています。このうち、約 15 万 1,400 人の方が、退院等によって回復をされています。

現在の入院につきましては 2,171 人という状況になっています。

次、直近の国の動きになります。本日 5 月 28 日、第 67 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催をされ、対策の基本的対処方針が改定をされています。

次、直近の都の対応になります。東京都緊急事態措置の延長、5 月 31 日まで延長しているところです。

次、直近の各局の主な対応になります。

政策企画局。若い世代の外出自粛等について効果的に呼びかけていくため、その意識や行動に関してオンラインアンケート調査を実施しました。また、5 月 21 日 1 都 3 県でテレビ会議を実施、共同メッセージを発出、そして 26 日には、同じくテレビ会議を実施して、国への共同要請を実施いたしました。

その下、総務局になります。飲食店等に対する施設の使用制限等につきましてはの要請・命令を実施しています。要請については 198 店舗、命令については 42 店舗という状況にあります。

次、主税局です。納税者の負担感に配慮する観点から、令和 3 年度に限り、固定資産税及び都市計画税の土地の課税標準額を、令和 2 年度の課税標準額に据え置く措置を実施いたしました。

その下、生活文化局です。東京都つながり創生財団と連携をし、都内外国人向けに緊急事態宣言等が延長される 5 月 12 日以降の都の緊急事態措置を「やさしい日本語」を含む 16 言語で発信をいたしました。

また、「学校生活のコロナ対策」を活用した感染症対策の徹底を私立学校へ周知をしています。

広報東京都6月号で、感染防止対策、感染症に対応した支援、相談窓口について掲載をいたしました。

次、都民安全推進本部です。若者総合相談センター(若ナビα)にて、従来の電話・メール・LINEの相談に加えまして、面接相談にズームを活用したオンライン相談機能を追加をいたしました。

また、繁華街を訪れている若者に対しまして、外出自粛への協力の呼びかけを行っております。

その次、オリンピック・パラリンピック準備局です。感染防止対策の徹底及び運動前後の会食を徹底して控えるよう呼びかけを行った上で、屋外スポーツ施設の利用を5月12日から再開をしております。なお、屋内スポーツ施設につきましては引き続き休館をしているところです。

その下、環境局です。閉鎖をしておりました自然公園施設等の駐車場につきましては、5月12日から再開をしています。

次、産業労働局になります。「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」、そして「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金」5月31日までの実施分、そして、「休業要請を行う大規模施設に対する協力金」、緊急販路開拓助成事業の開始について、テレワーク導入率の調査結果を公表しております。

また、「新しい日常」対応型サービス創出支援事業の申請受付、そしてコロナ禍での中小企業の多様な経営課題に対応する専門家派遣の申請受付を開始いたしました。

さらにテレワーク・マスター企業支援事業の開始、そして、「デジタル人材育成支援事業」の募集開始について公表をしております。

5月26日には「観光事業者の経営力強化に向けた専門家派遣」の申請受付を開始、「緊急対策委託訓練」の開始について公表をいたしました。

現在、新型コロナウイルス感染症に関する特別労働相談(解雇・雇止めや「リモートハラスメント」等)を5月27、28日に実施をしております。

次、建設局です。4月23日の宣言発出時の対応を延長をしておりますとともに、都立公園内の駐車場運動施設は、基本的対処方針に沿って再開をいたしました。

港湾局につきましても、海上公園内の駐車場・運動施設を基本的対処方針に沿って再開をしております。

その下、交通局です。「自衛隊東京大規模接種センター」の開設に伴いまして、都バスによります東京駅発着の無料シャトルバスの運行支援、都営地下鉄大手町駅におけるコンシエージュの配置やポスターを活用した案内を実施しております。

次、下水道局です。下水中に含まれる新型コロナウイルスの調査として、大学の学生寮等から排出される下水を採取し、東京都健康安全研究センターで分析を実施しています。

その下、教育庁です。都立学校におきまして、緊急事態宣言の延長に伴い、時差通学・分散登校等の実施及び飛沫感染の可能性の高い教育活動・部活動等を中止しております。区市

町村にはその措置を参考に対策の徹底を再周知しております。

また、「学校生活のコロナ対策」(動画・リーフレット)を活用しました感染症対策の徹底を周知しております。これも同じく区市町村に感染症対策の徹底を周知をしているところ
です。

各局の取り組みについては以上になります。

ここで次に、各局からご報告をいただきます。まず、東京都におけます緊急事態措置等(案)、他の案件につきまして、総務局長からお願いいたします。

【総務局長】

はい。それでは、東京都における緊急事態措置等の案、さらに、「都庁におけるテレワーク等の取組」についてご説明をいたします。

先ほど、政府対策本部が開催され、東京都のほか8道府県を対象に、特措法に基づく緊急事態宣言を6月20日まで延長することが決定をされております。

これを受けて、都における緊急事態措置等の案をご説明いたします。

緊急事態措置等の対象となる区域は、都内全域、期間は6月1日0時から6月20日24時までとなります。

措置等の概要ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流抑制を最優先に、都民及び事業所に向けた要請等を行います。

なお、今後の感染状況次第では、措置等の内容を機動的かつ抜本的に強化をまいります。

まず、都民向けの要請です。これまでと同様、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請をいたします。

特に、不要不急の20時以降の外出、帰省や旅行など都道府県間の移動は極力控えること等を要請します。

次に、事業者向けの要請等です。施設規模に応じて営業時間の短縮・休業等を要請する施設ありますが、表に示した百貨店等の商業施設、遊技場、遊興施設等については、1,000㎡超の施設については、平日は営業時間の短縮及び入場整理等の実施を要請し、土日は休業を要請します。1000㎡以下の施設につきましては、全日、営業時間の短縮及び入場整理等の実施の協力を依頼します。

次に、休業を要請する施設です。酒類又はカラオケ設備を提供する遊興施設や飲食店に対し、酒類又はカラオケ設備の提供を取り止める場合を除き、休業を要請します。

なお、休業を要請する施設には、利用者による酒類の店内持ち込みを認めている施設を含みます。

次に、営業時間の短縮等を要請する施設です。酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない遊興施設及び飲食店に対し、20時までの営業時間の短縮を要請します。

また、入場する者に対するマスクの着用の周知や、施設の換気、アクリル板の設置、利用

者の適切な距離の確保等、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置等を要請をします。

結婚式場に対しましては、酒類またはカラオケ設備の提供停止、20 時までの営業時間の短縮等を要請します。また、利用者による施設内への酒類の持ち込みを認めないこと等について協力を依頼します。

次に、規模要件に沿った施設使用の要請等を行う施設であります。表に示した劇場等、集会所等、展示場等について、人数上限 5,000 人かつ収容率 50%以内などや、21 時までの営業時間短縮を要請します。

また、イベント開催以外の場合は、20 時までの営業時間の短縮を要請し、または短縮の協力を依頼します。

また、入場整理や利用者による施設内への酒類の持ち込みを認めないこと等を要請します。

次は、その他の施設への要請等の内容です。学校、大学等に対して感染リスクの高い活動等の制限、遠隔授業の活用など、学修者本位の効果的な授業の実施の協力を依頼します。

集会場等に対して、酒類提供自粛や、利用者による施設内への酒類の持ち込みを認めないこと等の協力を依頼します。

博物館等に対して、入場整理の協力を依頼します。

遊興施設に対して、酒類提供自粛や、利用者による施設内への酒類の持ち込みを認めないこと等の協力を依頼します。

商業施設に対して、入場整備の実施、酒類提供・カラオケ設備の使用自粛の協力を依頼します。

学習塾等に対しては、オンラインの活用の協力を依頼します。

さらに、全ての施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請いたします。

次に、イベント開催制限についてです。イベント主催者等に対して、規模要件等に沿ったイベントの開催を要請します。

また、5 時から 21 時までの営業時間の短縮や業種別ガイドラインの遵守等の要請を行います。

最後に職場への出勤等です。職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の 7 割削減を目指すことを要請します。

また、事業の継続に必要な場合を除き、従業員の 20 時までの早期終業・帰宅を要請します。

なお、本日、書面開催した感染症対策審議会において、緊急事態措置等(案)については、「妥当」とのご意見を頂戴しております。

最後にスライドはありませんが、都庁におけるテレワーク等の取組についてでございます。

これまでも都民・事業者の皆様、夜間の外出自粛をお願いしてきたところでございますが、今般、改めて特措法に基づき、20 時までの早期の終業・帰宅の徹底を要請することとなりました。

都庁では、すでに原則毎日のテレワーク実施に取り組んでいるところですが、登庁している職員につきましては、感染症対策等に従事する職員を除き、原則として、20 時までの完全退庁・帰宅を徹底していただきたいと思っております。

また、テレワークについても引き続き、原則毎日の実施をお願いいたします。

この件につきましては、各局長がそれぞれの局の実情を踏まえ、実施状況を把握しながら、創意工夫を凝らして、何としても実現をしていただきたいと考えております。

説明は以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして、飲食店等に対する協力金、他の案件につきまして、産業労働局長からお願いいたします。

【産業労働局長】

当局からは 3 点のご報告をさせていただきます。

1 点目は協力金の支給についてでございます。緊急事態措置を延長いたします 6 月 1 日から 20 日までの間、全面的にご協力いただいた飲食店等に対しまして、売上高に応じて 1 店舗当たり、中小企業には 80 万円から 400 万円、大企業には上限 400 万円の協力金を支給いたします。

これに加えまして、今回の要請に伴い、休業や営業時間の短縮に全期間、全面的にご協力いただく大規模な集客施設・テナント等に対しまして協力金を支給いたします。

2 点目は、東京都中小企業等月次支援給付金についてです。今回、緊急事態措置が延長されたことから、6 月の売上が減少した都内中小企業者等に対して、国の月次支援金に、都が上乗せして給付金を支給いたします。

また、国が支給対象としていない 30%以上売上が減少した事業者に対しましては、都独自に給付金を支給いたします。

最後に、「テレワーク」の徹底と「早期帰宅」のお願いについてです。事業者の皆様には、引き続き、テレワークの徹底等により出勤者数を 7 割削減していただくようお願いいたします。

また、出勤せざるを得ない従業員の方々も、遅くとも 20 時までに終業し、帰宅していただくよう、特措法に基づき、各企業に要請をいたします。

引き続き人流抑制や感染防止対策の徹底に向けて、事業者の皆様を取組をサポートしてまいります。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして、都立施設等の対応につきまして、政策企画局長からお願いいたします。

【政策企画局長】

はい。都立施設等の対応について申し上げます。

現在休業中の動物園、有料庭園、美術館・博物館などの都立施設につきましては、人流抑制策として、事前予約制等による徹底した人数制限を実施いたしますとともに、感染防止対策をさらに強化した上で順次再開をいたします。

例としまして、上野動物園につきましては、通常の開園時における 1 日最大入場者数は約 2 万人でございますが、再開に当たりましてはその 10 分の 1 である 1 日 2,000 人を定員といたします。

ただし、これらにつきましては、感染状況が悪化した場合には速やかに休業等の措置を講ずることといたします。各局におきましてはご留意いただきたいと思います。

また、都庁展望室につきましては引き続き閉鎖をいたします。

都立公園につきましては、通行規制や特定エリアの立入制限、宴会や飲食等の自粛要請を継続いたします。公園内の売店等につきましては、来園者の水分補給や便益などを考慮し、酒類の販売を禁止した上で営業を再開いたします。

以上の点につきまして、別途、詳細を通知しますので、適切にご対応をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして、学校の対応につきまして、教育長からお願いします。

【教育長】

はい。学校の対応についてでございます。

都立高校におきましては、生徒等の心身の健康の維持等に配慮しながら、時差通学の徹底やオンラインを活用した分散登校の実施、飛沫感染の可能性の高い教育活動の中止等を継続いたします。

感染不安や感染予防により登校できない児童生徒等につきましては、健康状態の把握とともに、オンライン等を活用するなど学習内容や課題を配信し、子どもたちの学びを保障してまいります。

次に、小中学校でございますが、小中学校におきましても、感染症対策を一層徹底していただくとともに、児童・生徒の心身の健康を維持するため、工夫した教育活動を引き続き行っていただくようお願いをいたしてまいります。

また、教育活動における熱中症事故を防止するため、マスクの正しい着け外しにつきましても、改めて徹底してまいります。

以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして大学・短大・専修・各種学校への対応、他の案件につきまして、福祉保健局長からお願いいたします。

【福祉保健局長】

はい。まず、大学等での対応についてご説明申し上げます。

現在、新規陽性者数は減少傾向にあるものの、依然高い値で推移しており、感染者のうち、10代・20代の方が約4割となっております。

大学・短大や専修学校・各種学校において、引き続きオンライン授業の積極的な活用やクラスを分割した授業、大教室の活用等、感染拡大防止に繋がる取組をお願いしてまいります。

次、お願いします。次に、ワクチン接種についてでございますが、ワクチンの接種を加速するため、6月8日火曜日から大規模接種を実施いたします。

東京2020大会で使用する車両基地を活用して、「東京都築地ワクチン接種センター」を設置し、警察や消防関係者等を対象に接種を行います。

医療スタッフは、都立・公社病院の医師のほか、歯科医師や潜在看護師の方々にも、ご協力いただけることとなっております。

今後、区市町村と十分連携を図りながら、早期に新たな都の大規模接種会場等を選定し、規模の拡大を図ってまいります。

次、お願いします。また、区市町村が行う住民への接種を迅速かつ円滑に進むよう、接種会場等として使用する都有施設を無償で貸与いたします。

現在、5自治体への提供が決まっており、今後も区市町村のニーズに応じて対応してまいります。

次、お願いします。次に一時宿泊場所の提供についてでございますが、緊急事態宣言の延長にあわせまして、新型コロナウイルスの影響で失業されるなど、住まいを失った方に対し、ビジネスホテルを一時的な宿泊場所として提供いたします。

次、お願いします。最後に女性の方への相談体制でございます。仕事や住まいを失った方、生きづらさを抱える方など、様々な悩みをお持ちの女性の方の相談を受けとめるため、引き続き、相談支援体制の確保してまいります。

以上でございます。

【危機管理監督】

ありがとうございました。

次、報告のあります局等につきましては以上と伺っておりますが、この他にこの場でご発言等ある方、多羅尾副知事お願いいたします。

【多羅尾副知事】

はい、先ほど総務局長から、都の職員について 20 時までの完全退庁・帰宅を徹底するよう話がありました。今回、特措法に基づき、都民・事業者の皆様幅広く強く早い時間の終業・帰宅の徹底をお願いする以上、まず都庁において、徹底していくことが大変重要でございます。

なお、来週からは、都議会の定例会も始まります。先ほど都議会にもご理解とご協力をお願いしてきたところでございます。

各局感染症対策をはじめ、それぞれ重要な事業に取り組んでいるところですが、緊急事態宣言下、各局長がこの取組の意義を職員一人一人に明確に自覚させ、強い指導力をもって、徹底していただきたいと思っております。

どうぞよろしくをお願いいたします。

【危機管理監】

ありがとうございました。他にご発言のある方いらっしゃいますか。

よろしければ、会のまとめといたしまして本部長からご発言をお願いいたします。

【都知事】

はい。それでは第 57 回の対策本部会議であります。

先ほど、国において、東京都ほか 8 道府県を対象として、特措法に基づきます緊急事態宣言を 6 月 20 日曜日まで延長することが決定されました。

都は、緊急事態宣言のこの延長を受けまして、緊急事態措置等を延長いたします。

現在、感染者数は減少傾向にございますが、その流れをさらに確実なものとして、リバウンドを何としても阻止していく、そのための取組であります。

先ほどそれぞれの局長から報告がございましたとおり、現在の感染状況に即しました、効果的で分かりやすい対策を、国の基本的対象方針に基づいて重点的に実施をしております。

今後の感染状況次第では、措置等の内容を機動的かつ抜本的に強化をいたします。

なお、本日開催されました国の基本的対処方針分科会におきましては、西村大臣から、各知事が実施する大規模商業施設等への休業要請について、事業者と国民の皆様協力を是非ともお願いしたい旨の発言もございました。

感染拡大防止協力金の支給など必要な対策を迅速に実施するため、2,673 億円の補正予算を、本日、専決処分により措置をいたします。

また、ワクチン接種をさらに加速させていくために大規模会場におけます接種を実施するなど、必要な対策を実施してまいるために、総額で 286 億円の補正予算を編成しまして、先週発表いたしました予算と合わせて、来月の都議会定例会の方に提案をいたしてまいります。

この後、臨時記者会見、開きます。都民・事業者の皆様に対する呼びかけとなります。

それぞれの局においては、現在の減少の流れをさらに確実なものとして、リバウンドを何としてでも阻止をする。そのために引き続き全庁一丸となつての対策に取り組んでください。

私から以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして第 57 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。